大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

≪設置事業に係る許可申請書及び届出等の手引き≫

令和７年４月

大田原市市民生活部生活環境課

環境保全係

目　次

１　「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」について（概要・用語の説明）　・・・・１

２　太陽光発電設備の設置に許可が必要となる抑制区域　・・・・・・・・・・・・・・・３

３　太陽光発電設備の設置に関する手続き（許可について）　・・・・・・・・・・・・・６

（１）事前協議の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（２）関係住民等協議の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（３）許可申請の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

４　太陽光発電設備設置に関する許可基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

５　事業計画の変更等の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

６　太陽光発電設備の維持管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

７　太陽光発電設備設置に関する許可の取消し　・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

８　是正勧告・措置命令等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

９　太陽光発電設備の設置に関する手続き（届出について）　・・・・・・・・・・・２１

（１）設置事業届出の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

（２）設置事業の変更等の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

（３）太陽光発電設備の維持管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

（４）是正勧告・措置命令等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

１　「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」について（概要・用語の説明）

＜概要＞

本市は、自然環境、景観及び市民の安全で安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の豊かで美しい自然環境の維持及び保全を図ることを目的に、「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、令和元（２０１９）年１０月１日から施行されています。

この条例では、太陽光発電設備の設置事業と地域環境との調和が特に必要と認められる区域を抑制区域として指定し、抑制区域を含む事業区域において、発電出力が１０ｋW以上の太陽光発電設備、又は抑制区域に関わらず発電出力が５０ｋW以上の太陽光発電設備の設置事業を行おうとするときは、事前に市長の許可が必要となります。

なお、抑制区域を含まない事業区域であり、発電出力が１０ｋW以上５０ｋW未満の太陽光発電設備により設置事業を行おうとするときは、事前に届出が必要になります。

＜用語の説明＞

太陽光発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第２項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第３項第１号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。ただし、次に掲げる設備については、この限りでない。 ア　建築基準法第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光発電設備 イ　工場立地法第４条第１項第１号に規定する環境施設としての太陽光発電施設
設置事業	太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う**樹木等の伐採、土地の造成等による区画形質の変更**を行う事業をいう。
設置事業者	設置事業を計画し、これを実施する者をいう。
発電事業	太陽光発電設備を用いて発電を行う事業をいう。
発電事業者	発電事業を行う者をいう。
事業区域	設置事業及び発電事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別され、継続的又は一体的に事業を行う区域をいう。
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

関係住民等	ア　事業区域の境界から５０m以内の区域に居住している者 イ　事業区域の境界から５０m以内の区域に土地又は建築物を所有している者 ウ　設置事業及び発電事業において影響を受けることが懸念される農林水産業その他の事業を営む者 エ　事業区域の境界から５０m以内の範囲を含む自治会の区域に居住する者 オ　その他生活環境上においてアからエまでに掲げる者と同程度の影響があると認められる者

２　太陽光発電設備の設置に許可が必要となる抑制区域

「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」で指定する抑制区域を含む事業区域において、発電出力が１０ｋW以上の太陽光発電設備、又は抑制区域に関わらず発電出力が５０ｋW以上の太陽光発電設備の設置事業を行おうとするときは、事前に市長の許可を受けなければなりません。

<table>
<tr><th colspan="2">（１）豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">①　鳥獣保護区、鳥獣特別保護地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
雲巌寺（黒羽）周辺地区等</td><td>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
（第２８条第１項及び第２９条第１項）</td></tr>
<tr><td>【市】農林整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　地域森林計画の森林の区域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
民有林・国有林の森林等市内の大半の森林</td><td>森林法（第５条第２項第１号）</td></tr>
<tr><td>【市】農林整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">③　県立自然公園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
黒羽・湯津上地区の山地・那珂川流域周辺等</td><td>栃木県立自然公園条例（第４条第１項）</td></tr>
<tr><td>【市】商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">④　自然環境保全地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
親園地区イトヨ・ミヤコタナゴ生息地</td><td>自然環境の保全及び緑化に関する条例（第１２条第１項）</td></tr>
<tr><td>【市】農林整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤　緑地環境保全地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
那須神社境内林
北金丸ザゼンソウ群生地</td><td>自然環境の保全及び緑化に関する条例（第２１条第１項）</td></tr>
<tr><td>【市】農林整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥　絶滅のおそれのある野生動植物の生息地等保護区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
羽田地区ミヤコタナゴ生息地</td><td>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
（第３６条第１項）</td></tr>
<tr><td>【市】文化振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦　風致地区</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【具体例】
城山公園、大田原公園</td><td>都市計画法（第８条第１項第７号）</td></tr>
<tr><td>【市】都市計画課</td></tr>
</table>

⑧　農地	
【具体例】 農用地、甲種農地、第１種農地、第２種農地、第３種農地	農業振興地域の整備に関する法律（第８条第２項第１号） 農地法（第２条第１項） 【市】農政課、農業委員会
（２）土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域	
①　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	
【具体例】 大田原市ハザードマップ参照	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（第７条第１項、第９条第１項） 【県】大田原土木事務所　保全管理課
②　砂防指定地	
【具体例】 大田原市ハザードマップ参照	砂防法（第２条） 【県】大田原土木事務所　保全管理課
③　急傾斜地崩壊危険区域	
【具体例】 大田原市ハザードマップ参照	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第３条第１項） 【県】大田原土木事務所　保全管理課
④　地すべり防止区域	
【具体例】 大田原市ハザードマップ参照	地すべり等防止法（第３条第１項） 【県】大田原土木事務所　保全管理課
⑤　河川区域、河川保全区域、河川予定地	
【具体例】 河川区域・河川保全区域 那珂川・箒川・蛇尾川・熊川・松葉川・余笹川 河川予定地 巻川・鹿島川（現在）	河川法 （第６条第１項、第５４条第１項、第５６条第１項） 【県】大田原土木事務所　保全管理課
（３）本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域	
①　重要文化財（建造物）、国指定史跡名勝天然記念物の指定地（仮指定地を含む。）	
【具体例】 大田原市の文化財一覧参照	文化財保護法 （第２７条、第１０９条第１項、第１１０条第１項） 【市】文化振興課

② 県指定有形文化財（建造物）、県指定史跡名勝天然記念物の指定地	
【具体例】 大田原市の文化財一覧参照	栃木県文化財保護条例 （第４条第１項、第３１条第１項）
	【市】文化振興課
③ 市指定有形文化財（建造物）、市指定史跡名勝天然記念物の指定地	
【具体例】 大田原市の文化財一覧参照	大田原市文化財保護条例 （第４条第１項、第３６条第１項）
	【市】文化振興課
（４）太陽光発電設備設置事業により、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域	
① 第１種低層住居専用地域	
【具体例】 本町・元町・城山・紫塚・若草・若松町・浅香・末広・美原・加治屋・薄葉・今泉の一部	都市計画法（第９条第１項） 【市】都市計画課

【具体例】は区域をすべて例示したものではありません。必ず確認してください。

３　太陽光発電設備の設置に関する手続き（許可申請について）

抑制区域を含む事業区域において、発電出力が１０ｋW以上の太陽光発電設備、又は抑制区域に関わらず発電出力が５０ｋW以上の太陽光発電設備の設置事業を行おうとするときは、事前に市長の許可を受けなければならず、設置許可に係る申請の前に、設置事業者は事業区域ごとに設置事業に関する計画（事業計画）を定め、市長と事前に協議しなければなりません。

また、事前協議終了後、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置するとともに、関係住民等に対し説明会を開催しなければなりません。

ただし、令和元（２０１９）年9月３０日以前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている場合は、届出のみ必要となります。（詳しくは、Ｐ２１以降をご覧ください。）

・標準的な手続きフロー

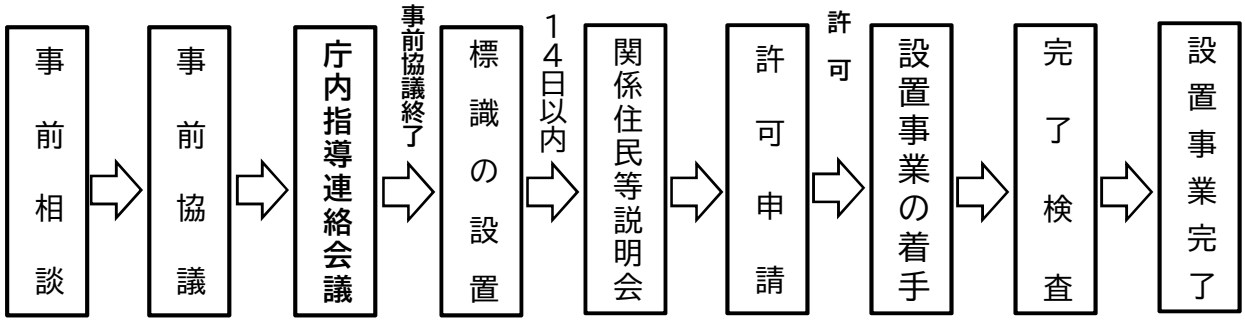

（１）事前協議の手続き

申請者（設置事業者）は、市長との事前協議を行おうとするときは設置事業計画事前協議書【様式第５号】を正副各１部提出してください。（その他の提出書類はＰ８をご覧ください。）

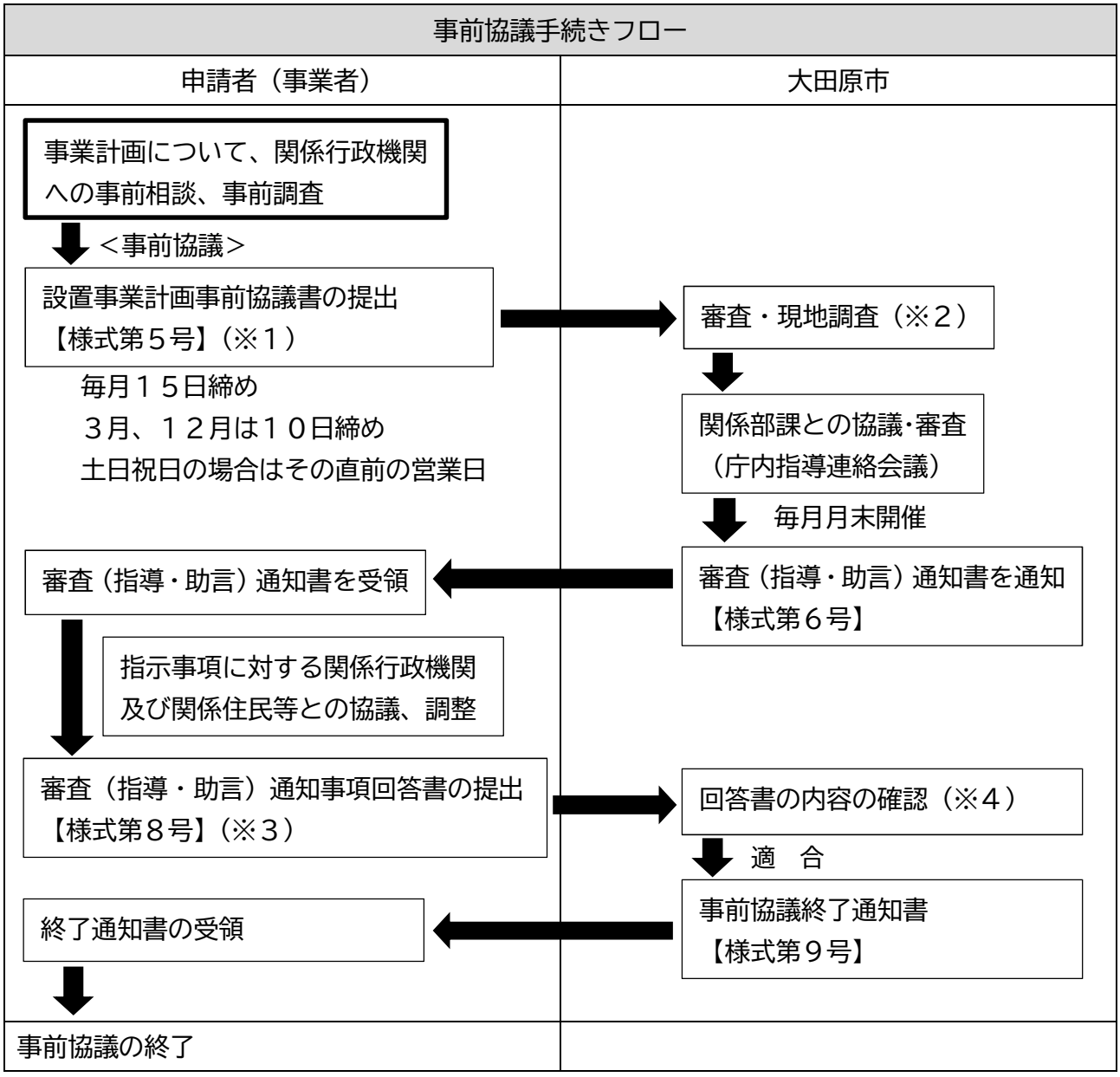

※１　提出後、事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「設置事業計画変更届」【様式第１０号】に変更内容が確認できる書類を添付し、提出してください。（Ｐ１７参照）

※２　現地調査を実施する場合は、事業者の立会いをお願いすることがあります。

※３　関係行政機関、地域住民との調整の結果、審査（指導・助言）の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」【様式第７号】を提出してください。（Ｐ１７参照）
「審査（指導・助言）通知事項回答書」【様式第８号】には、市からの審査（指導・助言）に適合していることが確認できる書類を添付し、提出してください。

※４　回答内容が不十分な場合は、再度の指示または協議取下げを指示することがあります。

事業計画に係る事前協議書に添付する書類 （条例第１０条、条例規則第６条）
① 設置事業計画事前協議書【様式第５号】
② 設置事業計画【様式第２号】
③ 事業区域の位置図
④ 事業区域の区域図
⑤ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書（発効後３か月以内のもの）
⑥ 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧【様式は任意】 土地の所在地、地番、地積、地目、所有者の住所氏名等を記載
⑦ 事業区域内の土地に係る公図の写し（発効後３か月以内のもの）
⑧ 土地利用計画平面図
⑨ 造成計画平面図及び断面図（造成を行わない場合は、計画土地の現況写真を添付）
⑩ 排水計画平面図及び断面図
⑪ 擁壁の背面図及び断面図（擁壁の設置がない場合は、添付の必要なし）
⑫ 太陽光発電設備の構造図
⑬ 事業区域に設置する工作物の構造図
⑭ 維持管理（撤去処理）に係る計画書【様式第３号】 太陽光発電設備（変電設備等の付属設備を含む）の点検計画（点検業者、点検頻度、点検内容）及び事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記載
⑮ 立地環境に係る概要書　【様式第４号】 事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について記載
⑯ 設置事業者が設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証明する書類（納税証明書（法人税、所得税）、融資証明書、残高証明書、設置工事に係る資金計画書 等）
⑰ 各種法令上の協定書の写し（協定を締結している場合に限る）
⑱ 国へ提出した関係法令手続状況報告書の写し
⑲ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１６条第１項の規定による電気事業者との特定契約書の写し
⑳ その他必要な書類（廃棄費用の積立計画、発電事業計画認定証明書又は通知書　等）
○提出部数　正・副各１部（正本については、フラットファイル等でファイリングしてください。） **ＰＤＦデータも併せて提出してください。** ○提出方法　郵送により提出する場合には、副本返却用の返信用封筒を同封してください。

添付する図面等に明示すべき事項		
図面等の種類	明示すべき事項	備　考
位置図(縮尺 1/25,000 以上)	・方位、太陽光発電設備の設置位置	
区域図（縮尺 1/2,500 以上）	・方位、太陽光発電設備の区域 ・道路や目標となる土地及び施設名（公共施設、河川等）	
公図	・申請区域を明示（朱枠） ・道路（赤）　・水路（青）色塗り ・地目、地積、所有者（申請地及び隣接地）	転写日・転写者の氏名・押印
土地利用計画平面図 （縮尺 1/1,000 以上）	・土地の地番及び形状、方位、町、字の境界及び名称 ・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ・太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ・変電設備の位置、形状、寸法 ・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ・事業区域周辺の抑制区域 ・緩衝帯の位置、形状、寸法 ・事業区域内に接する道路の幅員及び形状 ・送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置	作者の氏名・押印
造成計画平面図 （縮尺 1/1,000 以上） 造成計画断面図 （縦横断図） ・縦断図 （縮尺 1/1,000 以上） ・横断図 （縮尺 1/1,000 以上）	・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・切土、盛土の施工範囲及び杭の位置 ・切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張の設置位置 ・擁壁の位置 ・排水施設の位置、流下方向 ・その他災害を防止するための施設の位置 ・施工前後の地盤面 ・切土、盛土の範囲、高さ及び勾配 ・擁壁の形状及び高さ ・排水施設の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置	断面図と照合できるように記号等を付してください。 造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画土地の現況写真を添付してください。

図面等の種類	明示すべき事項	備　考
排水計画平面図 （縮尺 1/1,000 以上） 排水計画断面図 （縮尺 1/50 以上）	・施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向 ・吐口の位置 ・放流先の位置及び名称 ・施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配 ・排水の流下方向	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明示してください。
擁壁の背面図及び断面図 （縮尺 1/50 以上）	・擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	
太陽光発電設備の構造図 （縮尺 1/50 以上）	・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ・変電設備の形状、高さ、寸法 ・太陽光発電設備及び架台等の色彩	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付してください。
工作物の構造図	・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等	カタログ等を添付してください。
その他必要な書類	・廃棄費用積立計画書 （発電事業シミュレーション等） ※事業廃止後に発電設備等を確実に廃棄するための担保資料とするため。 ・再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画認定証明書又は通知書	

※　上記図面にはタイトル、作成者、寸法、縮尺を表記してください。また、記号を用いる場合は、凡例を表示してください。

※　既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認してください。
　既存の資料がない場合や既存の資料が現況と相違する場合は、現地測量を行って図面を作成してください。

（２）関係住民等協議の手続き

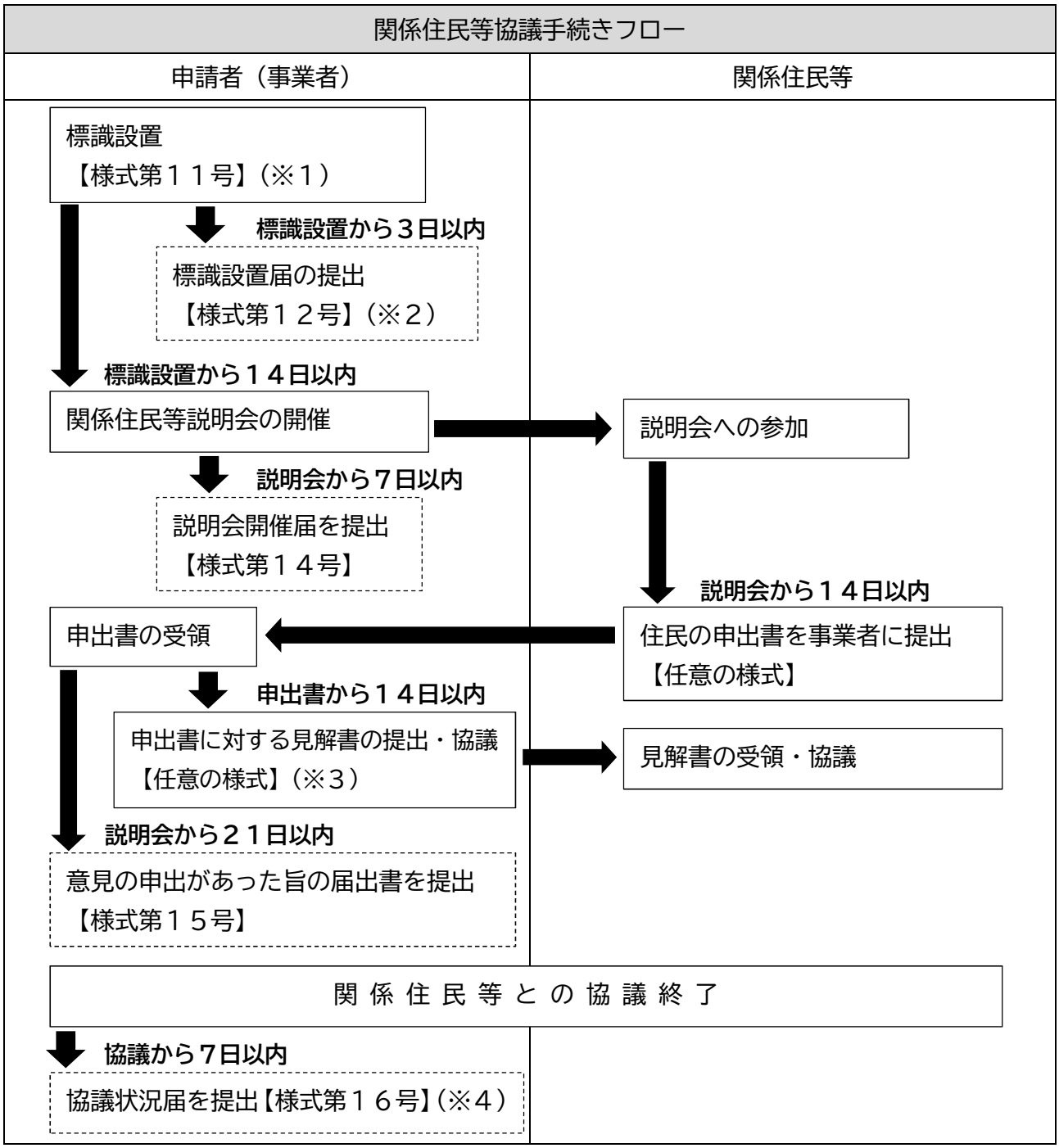

※１　「太陽光発電設備設置事業計画についてのお知らせ」【様式第１１号】を事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。

※２　「標識設置届」【様式第１２号】は、標識設置場所が明示された図面及び設置状況と記載内容が分かる写真を添付し、提出してください。設置後、変更した場合は「標識設置変更届」【様式第１３号】を変更した日から起算して３日以内に提出してください。

※３　見解書を提出するときは、申出者に対して内容を説明し、十分に理解を得るようにしてください。

※４　協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。　（次頁へ続く）

※５　各様式等の提出期限は、当該日から起算した期限となります。
※６　期限の最終日が土日祝日等、市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなします。

標識設置に関する報告書等の添付書類 （条例第１１条、条例規則第７条）		
報告書等の種類	添付書類	備　考
標識設置届 【様式第１２号】	① 標識を設置した場所が明示された図面 ② 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真	提出部数 正副各１部

関係住民等との協議に伴い、提出する報告書等の添付書類 （条例第１１条、条例規則第８条・第９条・第１０条）		
報告書等の種類	添付書類	備　考
説明会開催届 【様式第１４号】	①　説明会で配布した資料 ②　その他市長が必要と認める書類 （議事録、出席者名簿等）	提出部数 正副各１部
意見の申出があった旨の届出書 【様式第１５号】	① 申出書の写し【任意の様式】	提出部数 正副各１部
協議状況届 【様式第１６号】	① 見解書の写し【任意の様式】	提出部数 正副各１部

（３）許可申請手続き

設置事業許可申請書【様式第１号】を正副各１部提出してください。（その他の提出書類はＰ８・Ｐ１４をご覧ください。）

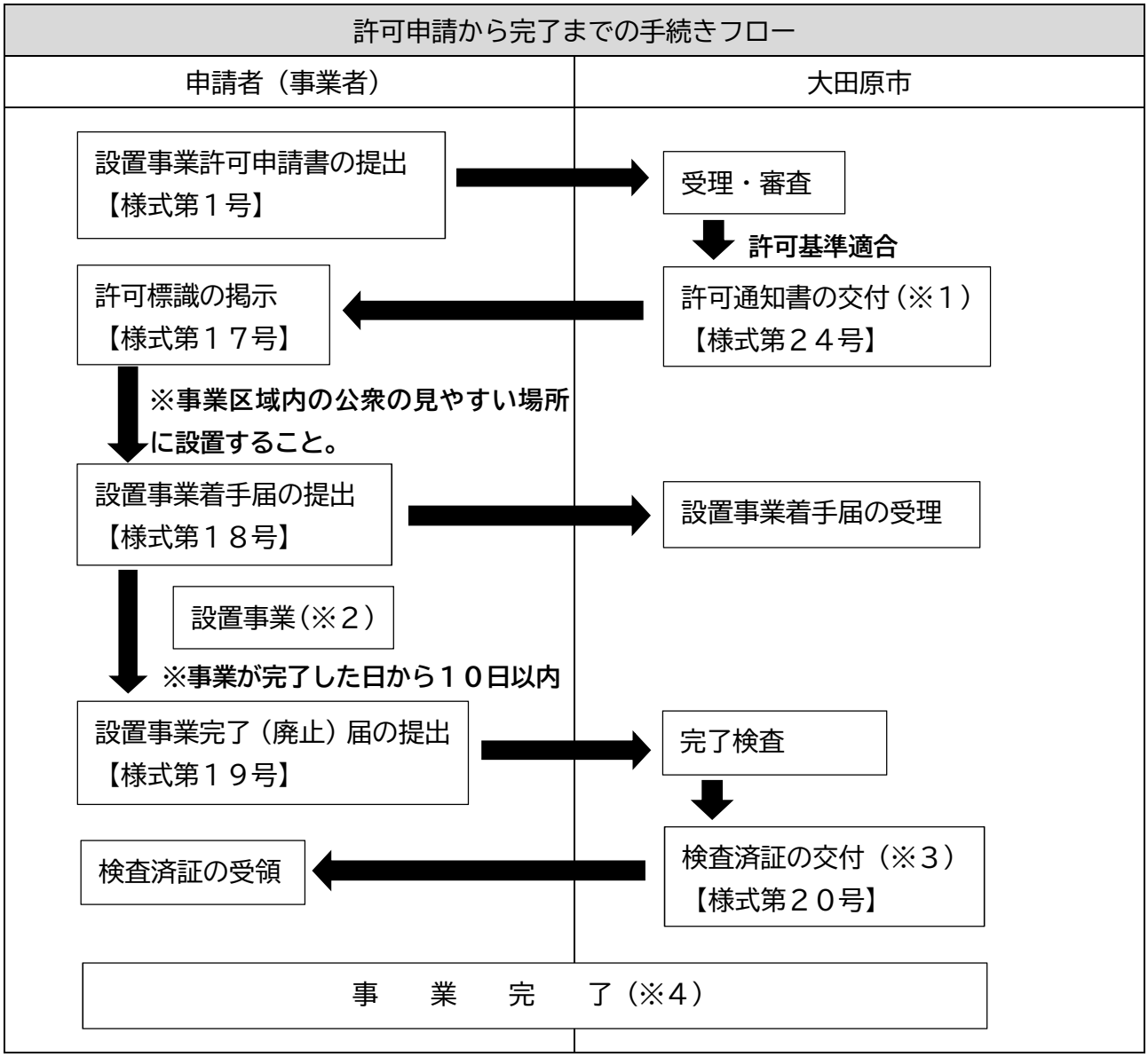

※１　不許可の場合は、「不許可通知書」【様式第２５号】を交付します。

※２　事業者は、許可を受けた発電設備の設置事業を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所及び時間を定め、市長に提出した書類の写しを関係住民等に閲覧させなければなりません。

※３　検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、「検査済証不交付通知書」【様式第２１号】を交付し、不適合箇所を修正後、再検査を行います。

※４　検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可事業に係る太陽光発電設備は使用できません。

太陽光発電設備設置事業許可申請書等の添付書類 （条例第９条・第１５条・第１６条、条例規則第５条・第１４条・第１５条）		
申請書等の書類	添付書類	備　考
設置事業許可申請書 【様式第１号】	① 事業計画事前協議書の添付書類全て（事前協議終了後のもの） ② 事前協議終了通知書の写し	提出部数 正副各１部
設置事業着手届 【様式第１８号】	① 許可通知書の写し ② 標識を設置した場所が明示された図面 ③ 標識設置状況及び記載内容が分かる写真等	提出部数 正副各１部
設置事業完了（廃止）届 【様式第１９号】	① 工事写真（各工程写真） ② 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 ③ 事業区域の位置を示す図面 ④ 土地利用計画平面図	提出部数 正副各１部

４　太陽光発電設備の設置に関する許可基準

１）　事業区域の周辺地域（以下、この条において「周辺地区」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

（１）　事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第２８条第１項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第２９条第１項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、その地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に取られていること。

（２）　希少野生動植物種の保護や野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電設備の配置や施工を行うこと。

（３）　設置事業に伴い樹木等を伐採するときは、当該伐採が必要最小限度の範囲のものであること。

２）　周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

（１）　太陽光発電設備及び付帯設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。

（２）　事業区域と隣接する土地との間に次の緩衝帯が設けられていること。

事業区域の面積	緩衝帯の幅
１．０ヘクタール以上　１．５ヘクタール未満	４．０メートル
１．５ヘクタール以上　５．０ヘクタール未満	５．０メートル
５．０ヘクタール以上１５．０ヘクタール未満	１０．０メートル
１５．０ヘクタール以上２５．０ヘクタール未満	１５．０メートル
２５．０ヘクタール以上	２０．０メートル

（３）　太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。ただし、５０ｋW 未満の設置事業については、設置に努めるものとする。

３）　周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないことして規則で定める基準に適合していること。

（１）　事業区域に森林法第２５条第１項の保安林の存する土地を含まないこと。

４）　設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他の関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

（１）　事業区域において、切土、盛土等の造成を行うときは、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

（２）　造成計画が宅地防災マニュアルの基準に適合していること。

５）　排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

（１）　事業区域内の雨水その他の地表水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

（２）　排水施設の構造が下水道法施行令第８条第２号、第３号及び第８号から第１０号までに掲げる基準に適合していること。

（３）　擁壁を設置するときは、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第３９３号）第１条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令第６条第１項第１号及び第２号に掲げる基準に適合していること。

（４）　下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

６）　地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

（１）　軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

（２）　地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。

（３）　盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。

（４）　事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。

７）　周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。

（１）　大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。

８）　太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

（１）　事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置されるときは、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

（２）　太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。

（３）　太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。

（４）　太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が関係住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

（５）　太陽光発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令に適合していること。

９）　設置する太陽光発電設備が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。

10）　市の総合計画、環境基本計画、都市計画、農村環境計画、森林整備計画、土地利用調整基本計画その他の将来計画に適合していること。

11）　関係住民等への説明会を開催し、協議を適切に実施していること。

５　事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になることがありますので、事前にご相談ください。

（１）事前協議における変更手続き

事前協議変更に関する届出書等 （条例第１７条、条例規則第６条・第７条）		
届出書等の書類	添付書類	備考
設置事業計画変更届 【様式第１０号】	①変更内容が確認できる図書等	提出部数 正副各１部 ※変更後、速やかに提出
標識設置変更届 【様式第１３号】	①標識を設置した場所が明示された図面 ②標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	提出部数 正副各１部 ※標識設置から３日以内
事前協議取下書 【様式第７号】	①取下げ理由書	提出部数 正副各１部

（２）許可申請における変更手続き

設置許可申請変更に関する届出書等 （条例第１７条、条例規則第１６条）		
届出書等の書類	添付書類	備考
設置事業変更許可申請書 （※１）【様式第２２号】	①変更内容が確認できる図書等	提出部数 正副各１部
設置事業変更届 ※軽微な変更 【様式第２３号】	①軽微な変更内容が確認できる書類	提出部数 正副各１部 ※変更から１４日以内

※１　許可事業者が設置事業計画を変更するときは、事前協議からやり直しになる場合がありますので、ご注意ください。

６　太陽光発電設備の維持管理

発電事業者は、当該発電事業を実施している間、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずることのないよう当該事業区域及び使用する太陽光発電設備を適正に管理しなければなりません。

太陽光発電設備の維持管理に必要な手続きは次のとおりです。

設置許可申請変更に関する届出書等 （条例第２２条・第２４条・第２５条・第２７条、条例規則第２０条・第２１条・第２２条）		
報告書等の書類	添付書類	備考
発電事業開始届 【様式第２８号】	写真（全景、柵塀、標識、電気設備があり危険である旨の警告標識） ※標識、警告標識は書いてある文字が読めるような写真	提出部数 正副各１部 ※発電開始後、速やかに提出
発電事業変更届 【様式第２９号】	①変更認定通知書又は再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書（国の受領印のあるもの）の写し	提出部数 正副各１部 ※変更後、速やかに提出
発電事業終了届（※１） 【様式第３０号】	①再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（国の受領印のあるもの）の写し及び添付書類	提出部数 正副各１部 ※事前に提出
異常発生時等の報告 （※２）【任意の様式】	①異常のあった場所の分かる書類及び状況写真等	提出部数 １部

※１　発電事業を終了するときは、太陽光発電設備その他当該発電事業に用いた設備等を速やかに撤去し、及び適正に処分してください。（条例第２６条）

※２　異常が生じたときは、速やかに現地を確認し、早急な措置を講ずるとともに、当該異常について、事業区域の周辺住民に周知するとともに、市長に通報してください。

7　太陽光発電設備の設置に関する許可の取消し（条例第１８条）

許可を受けた事業者が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。
なお、許可が取消しとなったときは、公表の対象となりますので、ご注意ください。

（１）偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
（２）設置許可又は変更許可を受けた日から起算して１年を経過する日までに当該設置許可に係る設置事業に着手しなかったとき。
（３）設置許可又は変更許可を受け、当該許可に係る設置事業に着手した日後１年を超える期間引き続き設置事業を行っていないとき。
（４）設置許可または変更許可に規定する要件を満たさない設置事業を行ったとき。
（５）土砂崩れ、氾濫その他の災害の発生の防止のために付された条件に違反したとき。
（６）設置許可取得後に変更が生じ、変更許可を受けないで設置工事を行ったとき。
（７）市からの是正措置命令に従わないとき。

８　是正勧告・措置命令等

許可を受けた事業者が以下に該当する場合は、是正措置の勧告または命令を行うことがあります。

【勧告】（条例第３０条）

（１）設置許可を受けた設置事業計画又は変更許可を受けた設置事業計画に従って事業を施行していないとき。

（２）設置許可又は変更許可の規定に違反したとき。

（３）完了検査の結果、設置許可又は変更許可の内容に適合しないと認めるとき。

（４）太陽光発電設備の維持管理を適切に行っていないと認めるとき。

【命令】（条例第３１条）

（５）正当な理由なく、（１）の勧告に従わないとき。

（６）正当な理由なく、（２）の勧告に従わないとき。

（７）正当な理由なく、（３）の勧告に従わないとき。

下記の事項に該当する場合は、設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、取消し又は不正行為の内容、若しくは命令の内容を公表します。

【公表】（条例第３２条）

（８）設置許可、変更許可を取り消されたとき、又は（５）から（７）の命令をされたとき。

（９）届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるとき。

（10）正当な理由なく、（４）の勧告に従わないとき。

９　太陽光発電設備の設置に関する手続き（届出について）

抑制区域を含まない事業区域において、発電出力が１０ｋW以上５０ｋW未満の設置事業を行う事業者は、当該設置事業に着手する３０日前までに市長に届け出なければなりません。

・標準的な手続きフロー

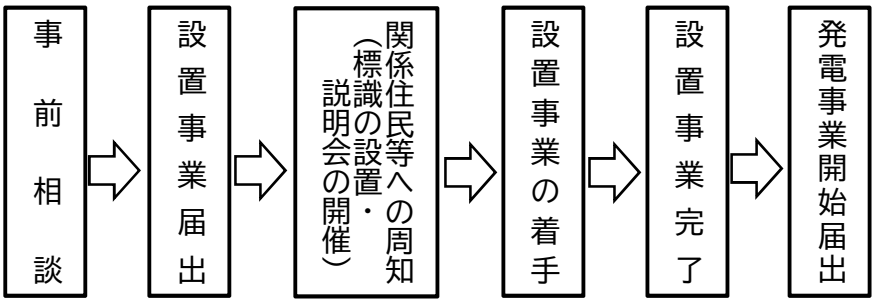

※１　設置事業に着手する前に、標識の設置や説明会を開催する等、関係住民等へ設置事業の周知を図り、理解を得るように努めてください。

※２　届出受理（指導・助言）通知書に指導又は助言事項の記載があるときは、担当部署と協議をし、指導又は助言に沿った対応をお願いします。対応後は、届出受理（指導・助言）通知事項回答書を提出してください。

※３　経過措置により、条例施行日前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているときは、市長の許可が必要となる場合でも、届出による手続きとなります。

（１）設置事業届出手続き

設置事業届【様式第２６号】を正副各１部提出してください。(その他の提出書類はＰ２３をご覧ください。)

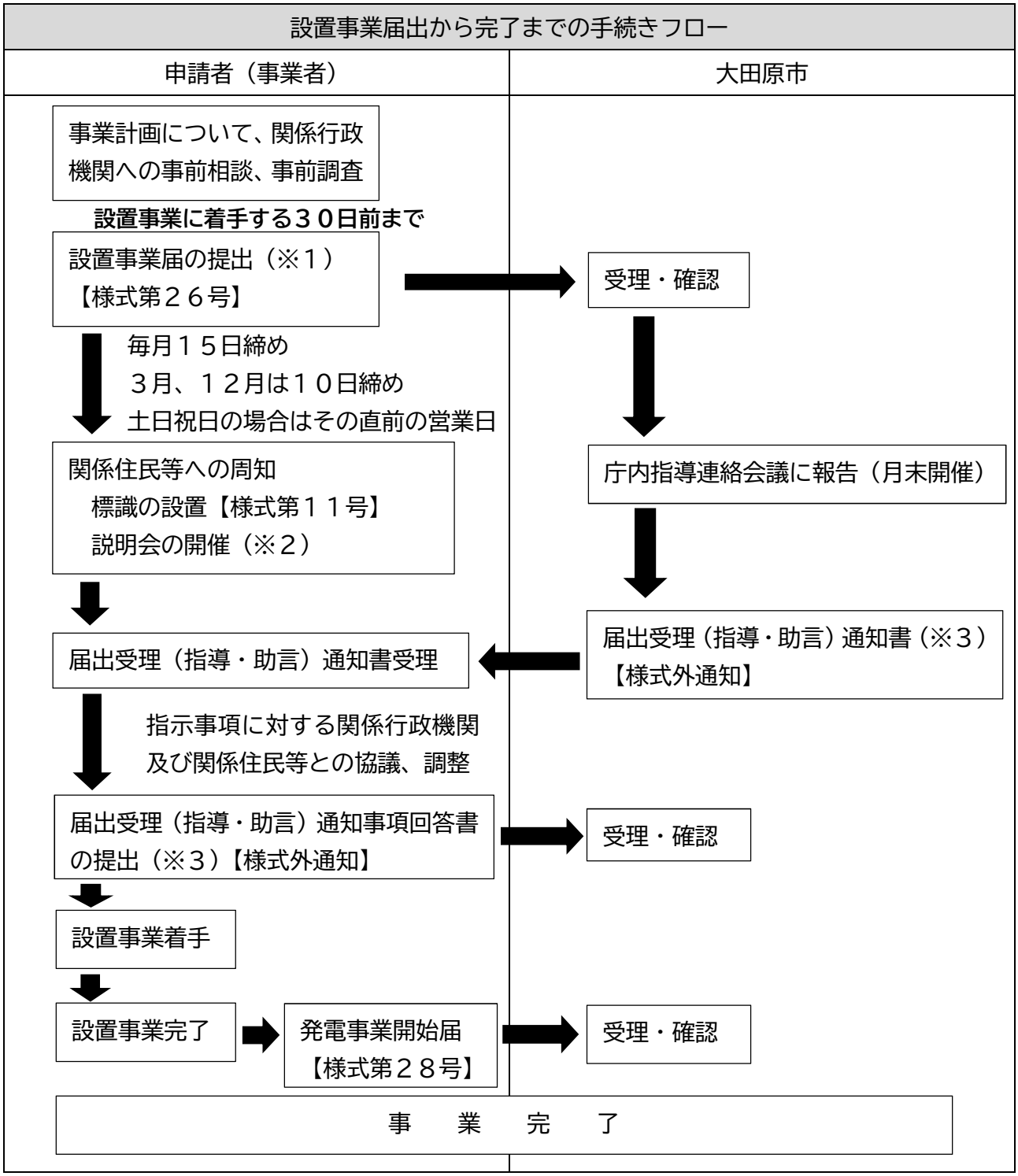

※１　「設置事業」とは、太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木等の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行う事業をいいます。

※２　設置事業に着手する前に、関係住民等に当該設置事業の周知を図り、理解を得るよう努めてください。

（次頁へ続く）

※3　届出受理（指導・助言）通知書【様式外通知】に助言又は指導事項の記載があるときは、担当部署と協議し、指導又は助言に沿った対応をお願いします。対応後は、届出受理（指導・助言）通知事項回答書【様式外通知】を提出してください。

太陽光発電設備設置事業届に添付する書類 （条例第１９条、条例規則第１８条）
①　設置事業届【様式第２６号】
②　設置事業計画【様式第２号】
③　事業区域の位置図
④　事業区域の区域図
⑤　事業区域内の土地に係る登記事項証明書（発効後３か月以内のもの）
⑥　事業区域内の土地に係る土地所有者一覧 土地の所在地、地番、地積、地目、所有者の住所氏名等を記載【様式は任意】
⑦　事業区域内の土地に係る公図の写し（発効後３か月以内のもの）
⑧　土地利用計画平面図
⑨　造成計画平面図及び断面図
⑩　太陽光発電設備の構造図
⑪　事業区域内に設置する工作物の構造図
⑫　維持管理（撤去処理）に係る計画書【様式第３号】 太陽光発電設備（変電設備等の付属設備を含む）の点検計画（点検業者、点検頻度、点検内容）及び事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記載
⑬　設置事業者が設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類（納税証明書（法人税、所得税）、融資証明書、残高証明書、設置工事に係る資金計画書等）
⑭　その他必要な書類（廃棄費用の積立計画、発電事業計画認定証明書又は通知書 等）
○提出部数　正・副各１部（正本については、フラットファイル等でファイリングしてください。） **ＰＤＦデータも併せて提出してください。** ○提出方法　郵送により提出する場合には、副本返却用の返信用封筒を同封してください。

添付する図面等に明示すべき事項		
図面等の種類	明示すべき事項	備　考
位置図 （縮尺 1/25,000 以上）	・方位、太陽光発電設備の設置位置	
区域図 （縮尺 1/2,500 以上）	・方位、太陽光発電設備の区域 ・道路や目標となる土地及び施設名（公共施設、河川等）	
公図	・申請区域を明示（朱枠） ・道路（赤）　・水路（青）色塗り ・地目、地積、所有者（申請地及び隣接地）	転写日・転写者の氏名・押印
土地利用計画平面図 （縮尺 1/1,000 以上）	・土地の地番及び形状、方位、町、字の境界及び名称 ・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ・太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ・変電設備の位置、形状、寸法 ・事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ・事業区域周辺の抑制区域 ・緩衝帯の位置、形状、寸法 ・事業区域内に接する道路の幅員及び形状 ・送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置	作者の氏名・押印
造成計画平面図 （縮尺 1/1,000 以上） 造成計画断面図 （縦横断図） ・縦断図 （縮尺 1/1,000 以上） ・横断図 （縮尺 1/1,000 以上）	・事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・切土、盛土の施工範囲及び杭の位置 ・切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張の設置位置 ・擁壁の位置 ・排水施設の位置、流下方向 ・その他災害を防止するための施設の位置 ・施工前後の地盤面 ・切土、盛土の範囲、高さ及び勾配 ・擁壁の形状及び高さ ・排水施設の位置 ・その他災害を防止するための施設の位置	断面図と照合できるように記号等を付してください。 造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画土地の現況写真を添付してください。

添付する図面等に明示すべき事項		
図面等の種類	明示すべき事項	備　考
太陽光発電設備の構造図 （縮尺 1/50 以上）	・太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配 ・変電設備の形状、高さ、寸法 ・太陽光発電設備及び架台等の色彩	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付してください。
工作物の構造図	・事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等	カタログ等を添付してください。
その他必要な書類	・廃棄費用積立計画書 （発電事業シミュレーション等） ※事業廃止後に発電設備等を確実に廃棄するための担保資料とするため。 ・再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画認定証明書又は通知書	

（２）設置事業の変更等の手続き

設置事業者は、届け出た内容を変更しようとするときは、市長に届け出なければなりません。ただし、軽微な変更の場合は除きます。

設置許可申請変更に関する届出書等 （条例第２１条、条例規則第１９条）		
届出書等の書類	添付書類	備考
設置事業変更届（※１） 【様式第２７号】	①変更内容が確認できる図書等	提出部数 正副各１部

※１　届出事業者が届け出た内容を変更するときは、改めて関係住民等への周知を図り、理解を得るよう努めてください。

（３）太陽光発電設備の維持管理

発電事業者は、当該発電事業を実施している間、自然環境等を損ない、又は災害等が発生する事態が生ずることのないよう当該事業区域及び使用する太陽光発電設備を適正に管理しなければなりません。

太陽光発電設備の維持管理に必要な手続きは次のとおりです。

設置許可申請変更に関する届出書等 （条例第２２条・第２４条・第２５条・第２７条、条例規則第２０条、第２１条、第２２条）		
報告書等の書類	添付書類	備考
発電事業開始届 【様式第２８号】	写真（全景、柵塀、標識、電気設備があり危険である旨の警告標識） ※標識、警告標識は書いてある文字が読めるような写真	提出部数 正副各１部 ※発電開始後、速やかに提出
発電事業変更届 【様式第２９号】	①変更認定通知書又は再生可能エネルギー発電事業計画事前変更届出書（国の受領印のあるもの）の写し	提出部数 正副各１部 ※変更後、速やかに提出
発電事業終了届（※１） 【様式第３０号】	①再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（国の受領印のあるもの）の写し及び添付書類	提出部数 正副各１部 ※事前に提出
異常発生時等の報告 （※２）【任意の様式】	①異常のあった場所の分かる書類及び状況写真等。	提出部数 １部

※１　発電事業を終了するときは、太陽光発電設備その他当該発電事業に用いた設備等を速やかに撤去し、及び適正に処分してください。（条例第２６条）

※２　異常が生じたときは、速やかに現地を確認し、早急な措置を講ずるとともに、当該異常について、事業区域の周辺住民に周知するとともに、市長に通報してください。

（４）是正勧告・措置命令等

下記の事項に該当する場合は、是正措置の勧告または命令を行うことがあります。

【勧告】（条例第３０条）

（１）設置事業届、設置事業変更届の規定に違反したとき。

（２）太陽光発電設備の維持管理を適切に行っていないと認めるとき。

【命令】（条例第３１条）

（３）正当な理由なく、（１）の勧告に従わないとき。

下記の事項に該当する場合は、設置事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、取消し又は不正行為の内容、若しくは命令の内容を公表します。

【公表】（条例第３２条）

（４）（３）の命令を受けたとき。

（５）届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるとき。

（６）正当な理由なく、（２）の勧告に従わないとき。